

小規模校 特別転入制度 平成17年4月スタート



恵まれた自然の中で
心豊かな子ども
の育成を

中山間地小規模校の小学校では、恵まれた自然環境を生かしたさまざまな体験活動や少人数でのきめ細かな学習指導、地域の人々とのあたたかい交流などにより、「確かな学力を身につけた心豊かな子どもの育成」をめざした教育が意欲的に進められ、大きな成果をあげています。

鳥取市では、このような特色ある学校づくりを積極的に進めている中山間地小規模校を支援するとともに、ほかの校区の児童・保護者の中で、これらの学校に入学・転学することを希望する児童・保護者がある場合に一定の条件のもと、入学を認める「小規模校特別転入制度」を平成17年4月から始めます。

入学（転学）条件などについては、次のとおりです。

鳥取市「小規模校特別転入制度」 ～入学（転学）するためには～

希望する学校で校長の面談を受け、児童の健康、通学の安全、通学上の条件、保護者の協力など、入学（転学）希望が小規模特別転入制度にそったものであるか検討した上で、鳥取市教育委員会が入学（転学）を認めます。

1. 通学許可区域

自宅から学校までの片道の通学時間は、児童の負担を考慮し、約1時間以内とします。

2. 児童の身体的条件

正規の通学区域に基づく学校以外に通学するという事情を考え、遠距離通学、生活環境の変化などの学校生活に耐えられる児童とします。

3. 通学の方法

児童の通学は、保護者の送迎を原則とします。（公共交通機関も可）

4. 保護者の協力

登下校における安全の確保、生活指導などに対する配慮が特に必要です。また、学校教育に対する理解や協力、PTA活動への参加が必要です。

5. 転入学の時期

転入学は、年度当初に就学する場合だけです。

6. 短期間の転入学

転入学の期間は、1年間以上の通年通学の場合に限るものとし、短期間の転入学はできません。

7. 中学校進学について

中学校は、住所地の中学校に進学することになります。ただし、希望する場合は特認校校区の中学校に進学できます。

◆小規模校特別転入制度の対象となる学校の所在地および連絡先



鳥取市立神戸小学校
鳥取市中砂見 936 番地
☎ (0857) 55-0007



鳥取市立東郷小学校
鳥取市篠坂 6 番地 1
☎ (0857) 53-2542



鳥取市立明治小学校
鳥取市松上 159 番地
☎ (0857) 56-0001

※学校見学ができます。希望者は、下記問い合わせ先まで

※募集期間や定員などについては、1月15日号に掲載する予定です。

■問い合わせ先 市教育委員会学校教育課・第2庁舎・☎ (0857) 20-3357